

# 外国人のための情報発信多言語ホームページ作成業務委託

## 仕様書（案）

### 1 趣旨及び目的

北九州市には多言語で包括的な情報発信を行うホームページがなく、市公式ホームページについても機械翻訳のみの対応である。

北九州市の海外でのプレゼンスのさらなる向上を目指し、より効果的に情報発信を行うため、海外に向けインパクトのある北九州市の魅力の紹介や、市内在住の外国人などへの生活情報等を多言語で発信するホームページを構築する。

### 2 契約期間等

#### （1）契約期間

契約締結日から令和8年3月31日

#### （2）ホームページの公開予定日

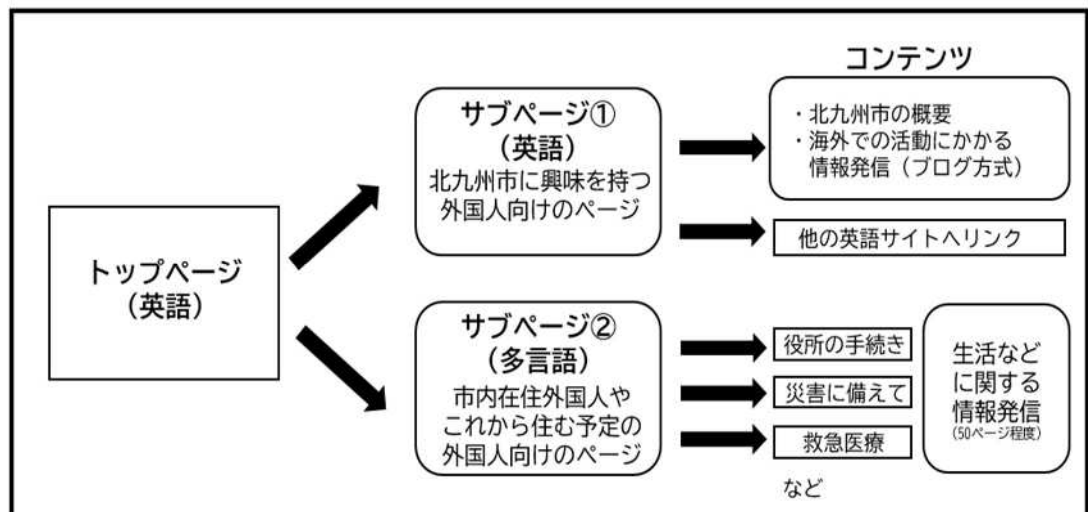
令和8年3月1日（予定）

### 3 業務内容

#### （1）外国人向け多言語ホームページの作成

ア 外国人向けホームページのサイト構築及びデザインに関すること

- ・ホームページの構成は下記図を基本とし、閲覧者が様々な情報にアクセスしやすい構成とすること。



- ・ホームページはパソコン及びスマートフォン等モバイル端末での閲覧に適したものとすること。
- ・市が整備している他の外国人向けホームページにアクセスしやすいものとすること。

- イ トップページ及びサブページのデザイン
    - ・ホームページは、閲覧者が親しみやすく利用しやすいものを心がけること。
    - ・トップページは、ホームページ閲覧者にインパクトを与え、北九州市の魅力が伝わるようなデザインとすること。
    - ・配色等について、別添の北九州市が定めるガイドラインを参考にすること。
  - ウ CMSを利用した管理プログラム等の構築
    - ・特別なクライアントソフトが不要で、ウェブブラウザのみで管理が行えること。
    - ・HTML等の専門的な知識や技術を必要とせず、ホームページの管理及び更新が行えること。
  - エ 当該ホームページ納品後のシステム操作及び障害に係る市からの問い合わせへの対応
    - ・操作マニュアルを作成すること。
    - ・当該ホームページ公開前に、発注者対象の操作研修を一回以上実施すること。
- (2) ページおよびコンテンツ作成、記事作成及びウェブページ制作
- ア 全てのページの共通事項
    - ・北九州市の魅力を外国人にわかりやすく発信するためのコンテンツ内容の企画、記事作成及びデザインの制作を行うこと。
    - ・パソコン及びスマートフォン等モバイル端末での閲覧に適したものとすること。
    - ・上記アに係る文章の作成や写真などのレイアウトデータを制作すること。
    - ・制作するページは、日本の歴史や文化についての背景的な知識を持たない外国人の興味・関心を反映させたものとし、翻訳の文章の言い回しについても、分かりやすい易しい表現を用いて制作すること。
    - ・外国語の文章にあたっては、観光庁が作成した「How To 多言語解説文整備」(<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001881922.pdf>)を参考とすること。
    - ・内容構成やレイアウト、内容等については、市と都度十分に協議すること。
  - イ トップページにかかるもの
    - ・北九州市の写真や映像を使用し、市の魅力が伝わる入口ページを作成すること。
  - ウ サブページ①にかかるもの
    - ・海外向けの情報発信をすることを目的としたページとし、コンテンツとして北九州市の概要、海外での活動（ブログ方式）を作成するほか、観光や投資、雇用など、他ホームページへのリンクを盛り込んだページの作成を行うこと。
    - ・制作する言語は英語とし、翻訳の対応も行うこと。
  - エ サブページ②にかかるもの
    - ・北九州市に定住する外国人、また住むことを考えている外国人をターゲットに、現在北九州市が発行している「Life in Kitakyushu」の内容を移設したよ

うな内容のページとすること。各記事については、市から提供された原稿の入力作業、体裁のチェックを行うこと。

- ・北九州市において災害が発生した際、現状の情報提供ができるポップアップの表示があらわれるなど、災害時における外国人への情報提供に特化した仕掛けを取り入れること。
- ・制作する言語は英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語とし、サブページについては市からの原稿提供を行うため、翻訳の対応はない。
- ・サブページについては、将来的に言語数を増やせる拡充性を持ったCMSの構築を行うこと。

#### 4 システム要件等

##### (1) ウェブサーバー

ア 新規構築するウェブページに必要となるサーバ、クラウド環境一式、ドメイン、SSL 証明書（設置含む）を準備すること。

##### イ ウェブサーバ

###### ①クラウド上に構築の場合

大規模な災害が発生した時でもウェブサイトを通じた情報発信を行うため、ISMAP 認証を受けたクラウド上に構築すること。また、Web サーバは日本国内のリージョンに配置すること。

###### ②自社構築の場合

災害発生時に備え、強固な建物内に構築するとともに通信回線、電源などについて冗長性を持たせた構成とすること。

##### (2) ホームページのURL

URLは海外への情報発信に適したものとし、市と協議の上決定すること。

##### (3) 対応OS、ブラウザ（パソコン用、モバイル用）

パソコン及びスマートフォン等モバイル端末による閲覧環境を想定し、下記の主なOS及びブラウザに対応すること。また、レスポンシブデザインを用いる等、パソコン用とモバイル（スマートフォン）用にそれぞれ最適化可能なデザインとすること。

##### ア 対応OS

Windows、MacOS、Android、iOS

##### イ 対応ブラウザ

Microsoft Edge、Google Chrome、Safari、Opera、Firefox

##### (4) アクセシビリティに関すること

別添の北九州市が定める北九州市ホームページ作成ガイドラインを参考にすること。

##### (5) セキュリティに関すること

ア ホームページ稼働に必要なとなるセキュリティ対策（IPA「安全なウェブサイトの作

り方」に準拠）を実施すること。

イ 北九州市情報セキュリティポリシーを遵守すること。

(6) その他

海外発信向けの運用であるため、外国人が使用する割合の高い検索エンジンで検索ができるようにすること。

5 業務計画の策定に関すること

業務を実施するにあたり、業務計画を策定して発注者の承認を得ること。また、業務計画には実施体制（従事者、業者）が分かる資料を添付すること。

6 納品方法等に関すること

(1) ウェブサイトにかかるデータの所有権は本市に帰属するものとし、構築時のコンテンツについては、電磁的記録媒体に格納し、納品すること。ウェブサイトの更新にかかるデータについても、都度、電子メール、電磁的記録媒体等を用いて、本市に納品を行うこと。

(2) 操作マニュアルについては、紙媒体2部とデジタルデータを納品すること。

7 保守・メンテナンスに関すること

(1) 保守の定義（コンテンツの管理）

ア トップページおよびサブページ①（海外での活動ページを除く）については、必要に応じてコンテンツの保守対応を行うこと。

イ サブページ①内の海外での活動ページ及びサブページ②については、CMSを活用し、市側で管理を行うもの。

(2) ホームページ公開後、令和8年3月31日までは、動作の不具合等発生した場合は必要に応じて対応すること。

(3) 令和8年4月1日以降については、必要に応じて北九州市と別途契約を締結する。

8 著作権の譲渡等について

(1) 受注者は、受注者又は第三者が往来から著作権を有する著作物を除き、成果物の著作物に関する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を成果品の納品と同時に発注者に譲渡するものとする。

(2) 受注者は、受注者が往来から著作権を有する著作権について、発注者及び発注者から許諾を得たものに対し、利用を承諾するものとする。

(3) 受注者は、成果品の著作物（受注者が往来から著作権を有する著作物を含む。）に関し、発注者及び発注者から許諾を得た者に対し、著作者人格権を行使しないものとし、次に掲げる事項について同意するものとする。

ア 発注者及び発注者から許諾を得た者が、成果品の著作物を任意に改変すること。

イ 発注者及び発注者から許諾を得た者が、成果品の著作物を任意の時期に公表する

こと。

ウ 発注者及び発注者から許諾を得た者が、成果物の著作物を任意の氏名で発表すること。

- (4) 受注者は、成果品の作成において、第三者が往来から著作権を有する著作物を利用する場合には、当該第三者から、当該著作物に関し、発注者及び発注者から許諾を得た者に対する利用許諾を書面で得るものとする。
- (5) 受注者は、成果品の作成において、第三者が創作した著作物を利用する場合には、当該第三者から、当該著作物に関し、(3)に規定する同意を書面で得るものとする。
- (6) (4) 及び (5) の書面の取得に要する費用は、受注者の負担とし、受注者は、当該書面を成果品とともに納品しなければならないものとする。
- (7) (4) 及び (5) の著作物の利用に関して、発注者又は発注者から許諾を得た者と第三者との間で紛争が生じたときは、受注者が責任を持って解決するものとする。

## 9 その他

本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、市と協議の上決定し、実施すること。